

プロポーザル募集用

建築設計業務委託特記仕様書

平成 2 8 年 版

千葉市都市局建築部

建築設計業務委託特記仕様書（平成28年版）

第1 業務概要

1 業務名称 千葉市新庁舎整備基本設計業務委託

2 履行期間 平成29年10月31日まで

3 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称 千葉市役所本庁舎
(2) 敷地の場所 千葉市中央区千葉港1番1号
(3) 施設用途 庁舎（事務所）
(4) 対象棟名称 本庁舎、附属施設

4 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）において「□」及び「■」が付された項目においては「■」が付されたものを適用する。

5 設計と条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地の面積 39,669.5 m²
イ 用途地域及び地区の指定 商業地域、準防火地域

(2) 施設の条件

ア 施設の延べ面積（計画面積） 49,000 m²以内
イ 主要構造 未定（免震構造の検討を行う）
ウ 階数 未定（地下は想定しない）
エ 耐震安全性の分類

■ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月28日）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

(ア) 構造体 I 類
(イ) 建築非構造部材 A 類
(ウ) 建築設備 甲 類

(3) 建築概要

- 新築等
 耐震補強及び耐震補強に伴う内外装改修等
 耐震補強、耐震補強に伴う内外装改修及びその他改修
 耐震補強及び大規模改造
 外部改造等
 内部改修等

(4) 設備概要

ア 電気設備

- 電灯設備
■ 動力設備
■ 電熱設備
■ 雷保護設備
■ 受変電設備
■ 誘導支援設備
■ テレビ共同受信設備
■ テレビ電波障害防除設備
■ 監視カメラ設備
■ 駐車場管制設備

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ■ 電力貯蔵設備 | ■ 防犯・入退室管理設備 |
| ■ 発電設備 | ■ 自動火災報知設備 |
| ■ 構内情報通信網設備 | ■ 中央監視制御設備 |
| ■ 構内交換設備 | ■ 構内配電線路 |
| ■ 情報表示設備 | ■ 構内通信線路 |
| ■ 映像・音響設備 | <input type="checkbox"/> |
| ■ 拡声設備 | <input type="checkbox"/> |

イ 機械設備

- | | |
|----------|--------------------------|
| ■ 空気調和設備 | ■ 消火設備 |
| ■ 換気設備 | ■ 厨房機器設備 |
| ■ 排煙設備 | ■ ガス設備 |
| ■ 自動制御設備 | ■ 排水処理設備 |
| ■ 衛生器具設備 | ■ ごみ処理設備 |
| ■ 給水設備 | ■ 昇降機設備 |
| ■ 排水設備 | <input type="checkbox"/> |
| ■ 給湯設備 | <input type="checkbox"/> |

(5) 関係工事名称 (予定)

(6) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- ・ 千葉市新庁舎整備基本構想
- ・ 千葉市新庁舎整備基本計画
- ・ 千葉市新庁舎整備基本設計方針

※本設計業務委託の対象となる施設の整備は、本基本設計以降の実施設計と工事を一括して発注する「設計・施工一括（以下「DB (Design Build)」という。）発注方式」「PFI」等、様々な事業手法の中から最適な発注方式を採用する予定である。

※上記より、基本設計段階での概算金額をもとに工事の予定価格を設定する可能性があるため、そのような発注方式となった場合でも見積もり条件に乖離が生じないよう対応できる設計図書を整備すること。

※本設計業務の受注者は、発注者に対し、次に示す行為をすることを許諾し、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。

- ・ 成果物の内容を公表すること。
- ・ 成果物を発注者又は発注者が委託した第三者をして変形、改変その他の修正をすること。

なお、前述の「成果物の変形、改変その他の修正」をする場合は、主にDB発注方式等の実施設計において、DB発注方式等で契約した受注者の高度な技術力を活用するなどを目的とし、本設計業務委託の受注者の設計主旨を踏まえて行うこととする。

第2 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書（千葉市都市局建築部）」（平成22年版）による。

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

ア 基本設計

- 建築（総合） 基本設計に関する標準業務
- 建築（構造） 基本設計に関する標準業務
- 電気設備 基本設計に関する標準業務
- 機械設備 基本設計に関する標準業務

イ 実施設計

- 建築（総合） 実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 建築（構造） 実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備 実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備 実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
- 透視図作成
[種類（3種類）判の大きさ（A1）枚数（各2枚）額の有無（有）
材質（アルミ製）]
- 透視図の写真撮影
[カット枚数（ ）判の大きさ（ ）白黒・カラーの別（ ）
電子データ（ ）]
- 模型製作
[縮尺（ ）主要材料（ ）ケースの有無（有）材質（ ）]
- 模型の写真撮影
[カット枚数（ ）判の大きさ（ ）白黒・カラーの別（ ）
電子データ（ ）]
- 計画通知、確認申請手続業務（手数料の納付は含まない）
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る申請手続業務
- 開発行為許可申請手続業務
- 建築基準法に係る建築許可申請手続業務
- 建築基準法に係る建築認定申請手続業務
- 建築基準法に係る仮使用承認申請手続業務
- 高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律に係る申請手続業務
- 千葉県福祉のまちづくり条例に係る申請手続業務
- 千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に係る申請手続業務
（標識看板の作成、設置報告書等の届出）
- 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
- 千葉市都市景観条例に係る申請手続業務
- 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に係る申請手続業務
- 千葉市建築物維持管理指導要綱に係る事前協議申請業務
- 千葉市建設リサイクル推進計画ガイドラインによるリサイクル計画書の作成
- 概略工事工程表の作成
- 維持保全計画書の作成

- 住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
- 耐震判定に係る判定資料の作成業務及び耐震判定書の取得
- 工法選定検討に係る業務
- 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
- 環境負荷低減計画書の作成
- 工事中の消防計画届出書の作成
- 周辺環境報告書の作成
- 設計業務報告書の作成
- 周辺企業等とのワークショップ実施支援（全4回程度）
- 土木デッキ、インフラの切回し、既存庁舎の解体、一時移転改修工事に係る計画
- 現庁舎の利用を見込んだ仮設計画、工事期間中の現庁舎利用計画

(3) 特別経費の内容及び範囲

- 焼付・製本費
- 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への業務カルテ登録料
- 現地調査に係る費用
- 外壁劣化調査に係る業務（既存塗膜引張試験含む）
- アスベスト成形板等の調査に係る業務（設計図、現場での目視による調査）
- 材質調査に係る業務（報告書含む）
- PCB使用機器調査（設計図、現場での目視による調査）
- 地歴調査に係る費用（別途仕様書参照）

※概算事業費の検討は3回想定。建物建設にかかわる概算工事費のほか、調査・設計、その他工事（外構・土木デッキ・解体工事・一時移転改修工事等）、移転関連、開庁関連、竣工後の維持管理（50年程度）など事業全体の概算事業費を算出すること。

2 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ウ 積算業務は、実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

特記仕様書に記載されていない事項は以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

ア 共 通

- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月28日）
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準（平成8年版）
- 建築工事積算基準（千葉市都市局建築部）（平成20年版）
- 公共建築工事積算基準（平成19年2月15日付国営計第143号）
- 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編・設備工事編）（平成23年基準）
- 公共建築工事共通費積算基準（平成26年3月20日付国営計第138-1号）
- 公共建築工事標準単価積算基準（平成27年3月24日付国営計第120号）
- 建築物解体工事共通仕様書（平成24年版）
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説（平成24年版）
- 千葉市建設リサイクル推進計画2010（平成22年4月）
- 公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版）
- 公共住宅建設工事共通仕様書解説書（平成16年度版）
- 公共住宅改修工事共通仕様書（初版）
- 電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]（千葉市都市局建築部）（平成26年4月）

- 建築工事積算マニュアル(千葉市都市局建築部建築管理課) (平成28年版)
- 官庁施設の基本的性能基準(平成25年版)

イ 建築

- 建築工事設計図書作成基準 (平成21年版)
この基準を本委託に適用する。この基準内で適用する技術基準等は、特記仕様書に記載の技術基準等を優先する。
- 敷地調査共通仕様書(平成23年12月27日付国営整第183号)
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (平成25年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (平成25年版)
- 公共木造建築工事標準仕様書 (平成25年版)
- 建築設計基準(平成26年3月31日付国営整第245号)
- 建築設計基準及び同解説 (平成18年版)
- 建築構造設計基準(平成25年5月24日付け国営整第38号)
- 建築構造設計基準の資料(平成23年7月7日付国営整第69号)
- 建築工事標準詳細図 (平成22年版)
- 擁壁設計標準図 (平成12年版)
- 構内舗装・排水設計基準 (平成13年版)

-
-

ウ 建築積算

- 公共建築数量積算基準(平成18年3月31日付国営計第236号)
- 建築数量積算基準・同解説 (平成23年版)
- 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) (平成26年版)
- 建築工事内訳書標準書式・同解説 (平成25年版)
- 公共建築工事見積標準書式(建築工事編) (平成26年版)
- 公共住宅建築工事積算基準 (平成25年度版)
- 公共住宅屋外整備工事積算基準 (平成25年度版)
- 営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編)(千葉市都市局建築部建築管理課) (平成23年4月)

-
-

エ 設備

- 建築設備計画基準 (平成27年版)
- 建築設備設計基準 (平成27年版)
- 建築設備工事設計図書作成基準 (平成21年版)
この基準を本委託に適用する。この基準内で適用する技術基準等は、特記仕様書に記載の技術基準等を優先する。
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成25年版)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (平成25年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成25年版)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成25年版)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (平成25年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成25年版)
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準 (平成16年版)
- 建築設備耐震設計・施工指針 (2014年版)
- 建築設備設計計算書作成の手引 (平成21年版)
- 雨水利用設備設計マニュアル(千葉市都市局建築部建築設備課)

-

オ 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 (平成15年版)
- 建築設備数量積算基準・同解説 (平成13年版)
- 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) (平成24年版)
- 建築工事内訳書標準書式【設備工事編】・同解説 (平成24年版)
- 公共建築工事見積標準書式(設備工事編) (平成26年版)
- 公共住宅電気設備工事積算基準 (平成25年度版)
- 公共住宅機械設備工事積算基準 (平成25年度版)
- 営繕工事積算チェックマニュアル(電気設備工事編・機械設備工事編)
(千葉市都市局建築部建築管理課) (平成23年4月)

□

(3) 業務実績情報の登録

受注者は、契約金額500万円以上の業務について、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の承諾を受ける。また、業務完了後に速やかに登録を行う。

(4) 作業計画書

作業計画書には、次の内容を記載する。

なお、プロポーザル方式による手続を経て業務を受注した場合は、技術提案書に基づき作業計画書を作成する。

ア 対象となる建築物の概要

イ 業務の種類及び内容、実施方法及び業務実施期間

ウ 作成する設計図書の種類

エ 主任技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、業務経歴

オ 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、業務経歴

カ 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野(協力者がある場合)

キ プロポーザル方式による手続を経て業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式による手続を経て設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

ク 作業スタッフ組織表

ケ 作業予定表

コ 報酬の額、支払時期及び契約の解除に関する事項

サ その他

(5) 主任技術者等の資格要件

ア 主任技術者

主任技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

■ 建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)第2条第2項に規定する一級建築士を13年以上有すると共に同種業務における同等以上の実績を有する者とする。

□ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を 年以上または建築士法第2条第3項に規定する二級建築士を 年以上有すると共に同種業務における同等以上の実績を有する者とする。

□

(注) 同種業務における同等以上の実績とは、過去15年間に官公庁から元請として受注した建設コンサルタント業務において、主任技術者の立場として本業務の契約金額以上の業務を完了した実績とする。

ただし、本業務の契約金額が500万円以上の場合は、主任技術者の立場として契約金額500万円以上の業務を完了した実績を同等以上の実績とする。

イ 担当技術者

担当技術者とは主任技術者のもとで、業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。また、担当技術者の資格要件は次による。

(ア) 建築（意匠）

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を____年以上または建築士法第2条第3項に規定する二級建築士を____年以上有するものとする。

(イ) 建築（構造）

■ 建築士法第10条の2第1項に規定する構造設計一級建築士を有するものとする。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を____年以上または建築士法第2条第3項に規定する二級建築士を____年以上有するものとする。

(ウ) 電気設備

(エ) 機械設備

(6) 貸与資料等

ア 既存設計図書等

■ 既存建築物設計図書一式

既存工作物設計図書一式

イ 既存資料

■ 既存敷地調査資料（柱状図）

■ 千葉市新庁舎整備基本構想

■ 千葉市新庁舎整備基本計画

■ 千葉市新庁舎整備基本設計方針

ウ 資料の貸与及び返却

| 貸与資料 | 適用 |
|--|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 既存建築物設計図書一式 ■ 既存敷地調査資料（柱状図） ■ 千葉市新庁舎整備基本構想 ■ 千葉市新庁舎整備基本計画 ■ 千葉市新庁舎整備基本設計方針 | |

貸与場所 財政局資産経営部管財課 貸与時期 業務着手時

返却場所 財政局資産経営部管財課 返却時期 業務完了時

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

ア 業務着手時

イ 監督職員又は主任技術者が必要と認めた時

ウ その他（ ）

(8) その他、業務の履行に係る条件等

ア 指定部分の範囲 _____

指定部分の履行期限 _____

イ 成果物の提出場所 都市局建築部営繕課、建築設備課

ウ 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

エ 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

(ア) 写真は、発注者が行う事務並びに発注者が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(イ) 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）

a 写真を公表すること。

b 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3 注意事項

(1) 設計上の注意事項

ア 材料、工法等

(ア) 材料及び工法等の選定にあたっては、特に監督職員の指示がない場合は受注者がこれを選定し、その比較検討内容について監督職員の承諾を得ること。

(イ) 製造業者又は専門工事業者の協力が必要な材料及び工法等を選定する場合、又は特許権の対象となっている材料及び工法等を選定する場合は、事前に監督職員と協議すること。

(ウ) 材料及び工法の選定にあたっては、原則として J I S 規格品、工場出来合品（レディメイド品）等信頼できるものとし、できる限り既製品、規格品を有効に使用すること。なお、製造業者又は専門工事業者の指定は原則として行わない。また、材料及び工法等の名称は普通名詞をもって表現すること。

イ 施設の維持管理が容易に出来るよう設計すること。

ウ 工事施工に当たり容易に確実に、また安全に施工できるよう設計に留意すること。

エ 既存施設等がある場合、特に既存設備の内容、取り合いや接合部を明確に図示すること。

オ 受注者は、当該業務に関係する別途工事及び設計業務がある場合、各工事及び設計業務間の取合いについては十分な打合せを行い、業務の円滑化を図ること。

カ 施設の場所の周辺環境に適合し、かつ公害、環境破壊のないよう配慮すること。

なお、施設の場所及びその周辺への環境配慮について、監督職員及び関係監督官庁等と調整のうえ監督職員に報告すること。

キ 関連法規を遵守し、設計当初より関係監督官庁と十分に連絡、打合せをすること。

なお、計画通知等の届出に必要な書類は早めに準備すること。

ク 設備工事において、負荷計算等が必要な場合は計算書を提出すること。

ケ 受注者は検査に合格した後においても成果物にかしがあることが発見されたときは、監督職員の定める期間により成果物の修補をしなければならない。また、これに要する費用は受注者の負担とする。

コ 受注者は、設計 V E の対象となった場合、監督職員の指示により、必要な資料を提出すること。また、設計 V E により提案があった場合、その検討及び実施に協力すること。

サ その他、詳細については監督職員の指示による。

(2) 積算上の注意事項

ア 鉄骨、鉄筋工事等は、地中梁以下及び階ごと（地下階を含む）に積算し、累計表にまとめること。

イ コンクリート工事等は、打設ごとに積算し、累計表にまとめること。

ウ 仕上工事の内装・金属・雑工事等は、部屋ごとに積算し、累計表にまとめること。

エ 施設に複数の棟がある場合は、棟ごとに積算調書を作成すること。

オ 製造業者又は専門工事業者の見積価格（カタログ含む）等を参考にすることは、市中における取引状況等を把握するためヒアリング等を行い、見積は原則として 3 社以上の資料とし、比較表にまとめること。

カ 内訳書の数量が「一式」の項目については、その内容を裏づける資料を提出すること。

キ 積算の根拠となった資料及びカタログ類は整理し、提出すること。

ク 積算については、営繕工事積算チェックマニュアル（千葉市都市局建築部建築管理課）に基づき、設計図書、施工計画、数量書等の再確認を行うこと。

ケ その他、詳細については監督職員の指示による。

(3) その他の注意事項

ア CADにおける図面表現上の注意事項

(ア) 不要な情報はなるべく記載せず、本来表現されるべきものを明示する。

(イ) 他の CAD データの引用により過度に圧縮された表現が生じないように工夫し、また文字表現、線種、書き入れ密度などのバランスを考慮し視認性を確保する。

(4) 書類作成上の注意事項

ア 一般書類

(ア) 基準類

- ・電子納品は「電子納品運用ガイドライン（案）〔建築工事・委託業務編〕」による。
- ・工事費内訳書の作成は、営繕積算システムR I B C 2（(一財)建築コスト管理システム研究所）による。

(イ) 書類一般

- ・書類の作成においては、項目立てを整理し、必要な場合は図版、表などを利用しながら、内容をバランスよく表現する。
- ・書類のとりまとめは、第2 3 成果物、提出部数等によるが、監督職員と協議の上適宜変更できる。
- ・版形はA 4を基本とし、必要に応じてA 3を使用する。
- ・必要に応じてカラー等も使用する。
- ・A 4の書類は原則として両面印刷とする。
- ・ベースが白色であることが必要な写真や画像類の印刷以外は、再生紙の利用に努める。

(ウ) ファイルもしくはファイリング

- ・内容物に応じて、フラットファイル、パイプファイル等を使用する。A 4を基本とする。
- ・内容を表紙および背表紙に表示する。原則として内容の名称及び年月とする。
- ・書類作成時期が数期に分かれる場合は、時系列を考慮してまとめる。

(エ) コンテナ（※資料 参照）

- ・提出にあたっては樹脂製コンテナに収め提出する。
- ・内容をコンテナの3面（蓋および側面2面）に表示する。
※ コンテナは積み上げ（スタック）の便宜から、可能であれば FRC-40（アイリスオーヤマ 楯）、ロックス 530L（天馬楯）とする。内容物が少ない場合は適宜小型のコンテナを使用する。

イ 図面等

(ア) 図面（データ）

- ・図面表現においては、「CADにおける図面表現上の注意事項（仕様書本文）」による。

(イ) 製本

- ・A 3版の製本には光学的に縮小したものでなく、データから直接出力したものを使用する。
- ・図面製本における製本用紙は、横目用紙（Y目）とする。
- ・二つ折製本は「寒冷紗補強くみ製本」による見開き製本とする。（※資料 参照）
- ・表紙及び背表紙に内容及び作成年月を記載する。（合本の場合は工種も記載。）背表紙の表示は製本の幅が狭い場合は監督職員の指示による。

ウ その他

(ア) 著作権

- ・地図等、他者の作成したデータを使用する場合は、著作権を尊重し、利用規約を遵守する。

(イ) 環境負荷の低減

- ・紙使用量の削減など環境負荷の低減に配慮する。

| 成果物 | 原 図 | 陽画焼 | 製本形態 | 適 用 |
|--|----------------------------------|---------------------------|----------------|---|
| <input type="checkbox"/> 模型 <input checked="" type="checkbox"/> リサイクル計画書 <input type="checkbox"/> 公共建築整備指針に係るアカウンタビリティシート <input checked="" type="checkbox"/> 電子納品成果物 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 一式 1部 1部 一式 | | | 第2 1 (2) 参照 A 4 A 4 CD-R 又は DVD-R |
| 6 資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各種技術資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各記録書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 概算事業費報告書 ・積算数量算出書 ・積算数量調書 ・見積書等関係資料 ・積算チェックリスト <input checked="" type="checkbox"/> 地歴調査報告書 <基本設計図> <input checked="" type="checkbox"/> 基本設計図 (電子データ) <input checked="" type="checkbox"/> 基本設計図 (製本) <input checked="" type="checkbox"/> 基本設計図 (縮小製本) <報告書> <input checked="" type="checkbox"/> 報告書 ・透視図 ・基本計画の概要 ・設計趣旨 ・土地利用計画 ・建築計画 ・構造計画 ・設備計画 ・事業費報告書 ・仮設計画概要書 ・ワークショップ報告書 ・アスベスト調査報告書 ・PCB使用機器調査報告書 ・電波障害検討報告書・机上検討図 ・オフィスレイアウト検討書 ・会議室・倉庫運用システム検討書 ・建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) 目標値報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 報告書 (概要版) | 1部 1部 1部 1部 一式 一式 | | 二ツ折製本 二ツ折製本 | A 4 A 4 A 4 A 4 別途仕様書参照 CD-R 又は DVD-R PDF形式 A 1 二ツ折 A 3 二ツ折 A 3 A 3 |
| | | <u>5</u> 部 <u>10</u> 部 | | |
| | | <u>10</u> 部 | | |
| | | <u>100</u> 部 | | |

- (注)
- 建築（構造）の成果物は、建築（意匠）基本設計の中に成果物に含めることができる。
 - 電気設備及び機械設備の成果物は、建築（意匠）基本設計の成果物の中に含めることができる。
 - 建築（意匠）設計図は、適宜、追加してもよい。
 - 成果物は、監督職員の指示により、製本とする。製本形態等は、原則として特記仕様書による。
 - 電子データ等の提出については、電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]による。

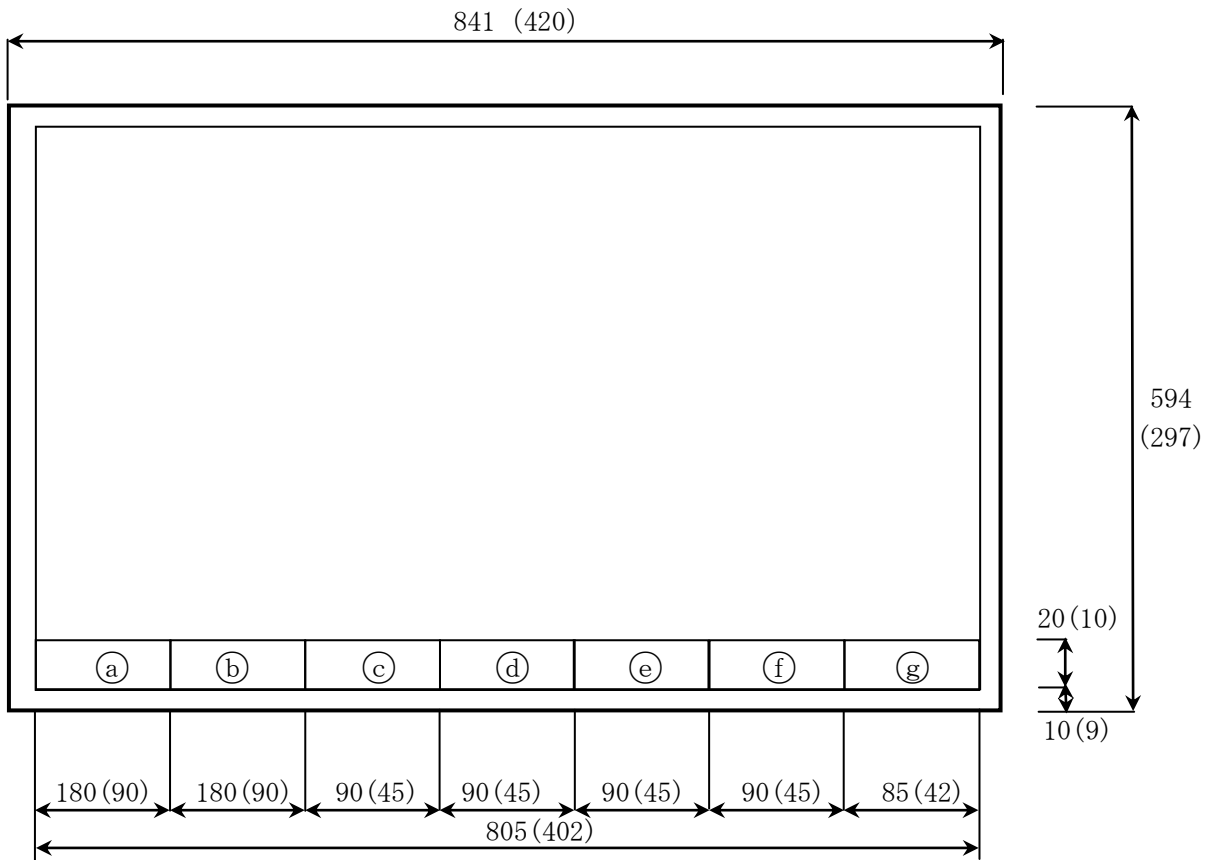
| 成果物等 | 原図 | 陽画焼 | 製本形態 | 適用 |
|---|----|------|------------------|-----------------------|
| 8 その他 | | | | |
| <input type="checkbox"/> 透視図 | 一式 | | | 第2 1 (2) 参照 電子データ共 |
| <input type="checkbox"/> 透視図の写真 | 1部 | ___部 | | 第2 1 (2) 参照 |
| <input type="checkbox"/> 模型 | 一式 | | | |
| <input type="checkbox"/> 模型の写真 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 省エネルギー関係届出書・計算書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> リサイクル計画書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 公共建築整備指針に係るアカウント タビリティシート | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 工事中の消防計画届出書 | 1部 | ___部 | 白厚紙 (文字打込) | A 3 |
| <input type="checkbox"/> 概略工事工程表 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 維持保全計画書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 施設使用条件書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 計画通知図書 | 1部 | ___部 | 黒表紙1部 (金文字打込) | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 中高層建築物の届出書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 建築物の耐震改修の促進に関する 法律に係る届出書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 開発行為許可届出書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 建築基準法に係る建築許可申請の 届出書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 建築基準法に係る認定申請の届出 書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 建築基準法に係る仮使用承認の届 出書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等の移動等円滑化 の促進に関する法律に係る届出書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 千葉県福祉のまちづくり条例に係 る届出書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 千葉市都市景観条例に係る届出書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 千葉市建築物における駐車施設の 附置等に関する条例に係る届出書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 千葉市建築物維持管理指導要綱に 係る届出書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 周辺環境報告書 | 1部 | ___部 | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> 電子納品成果物 | 一式 | | | CD-R 又は DVD-R |
| <input type="checkbox"/> 設計業務報告書 | 1部 | | | A 4 |
| <input type="checkbox"/> | | | | |

| 成果物等 | 原図 | 陽面焼 | 製本形態 | 適用 |
|---------------------------------------|---|--|-------|------------------------|
| 9 資料 | | | | |
| <input type="checkbox"/> 各種技術資料 | 1部 | | | A4 |
| <input type="checkbox"/> 構造計算データ | 1部 | | | A4 |
| <input type="checkbox"/> 各記録書 | 1部 | | | A4 |
| <input type="checkbox"/> 実施設計図（電子データ） | 一式 | | | CD-R 又は DVD-R PDF形式 |
| <input type="checkbox"/> 実施設計図（製本） | 建築 杭地業 電気設備 給排水設備 空調設備 昇降機設備 | ____部 ____部 ____部 ____部 ____部 ____部 | 二ツ折製本 | A1（A3）二ツ折 |
| <input type="checkbox"/> 特記仕様書（製本） | 建築 杭地業 電気設備 給排水設備 空調設備 昇降機設備 | ____部 ____部 ____部 ____部 ____部 ____部 | 製本 | A4 両面印刷 |
| <input type="checkbox"/> 実施設計図（縮小製本） | 建築 杭地業 電気設備 給排水設備 空調設備 昇降機設備 | ____部 ____部 ____部 ____部 ____部 ____部 | 二ツ折製本 | A3 二ツ折 |
| <input type="checkbox"/> 伺用設計図書 | 各1部 | | 台紙付製本 | A4 |
| <input type="checkbox"/> 発送用設計図書 | 建築 杭地業 電気設備 給排水設備 空調設備 昇降機設備 | ____部 ____部 ____部 ____部 ____部 ____部 | バラ | 内訳書はホチキス止め |
| <input type="checkbox"/> | | | | |
| <input type="checkbox"/> | | | | |

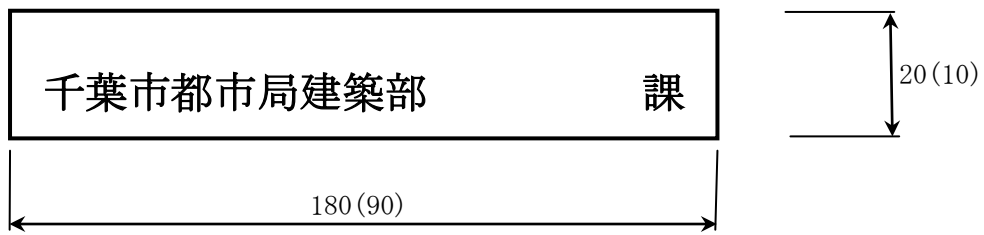
- (注)
- ・ 建築（構造）の成果物は、建築（意匠）実施設計の成果物の中にも含めることができる。
 - ・ 積算数量算出書の作成は、営繕積算システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。
 - ・ 設計図は、適宜、追加してもよい。
 - ・ 成果物は、監督職員の指示により、製本とする。製本形態等は、原則として特記仕様書による。
 - ・ 電子データ等の提出については、電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]による。

設計図記入例

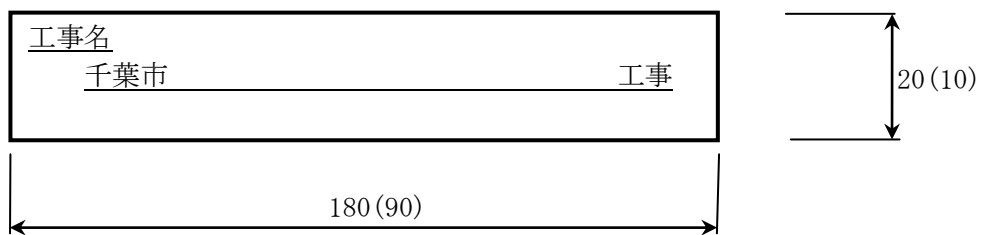
1 製図用紙（トレーシングペーパー等）の規格 A1（A3）（単位：mm）（ ）数値はA3版



Ⓐ



Ⓑ



③

| | |
|------------|--------------|
| 設計年月日 | 平成 年 月 日 |
| 特記事項 | |
| | |
| | |
| 7.5 (5) | 82.5 (40) |

20(10)

④

| | |
|------------|--------------|
| 変更年月日 | 平成 年 月 日 |
| 特記事項 | |
| | |
| | |
| 7.5 (5) | 82.5 (40) |

20(10)

⑤

| | |
|------------|--------------|
| 変更年月日 | 平成 年 月 日 |
| 特記事項 | |
| | |
| | |
| 7.5 (5) | 82.5 (40) |

20(10)

⑥

| | |
|-------------|--------------|
| 図 面 名 | |
| 7.5 (5) | 82.5 (40) |

20(10)

⑦

| | | | |
|------------|------------|------------------|------------|
| 縮 尺 | | 図 面 番 号 | |
| 7.5 (5) | 35 (16) | 7.5 (5) | 35 (16) |

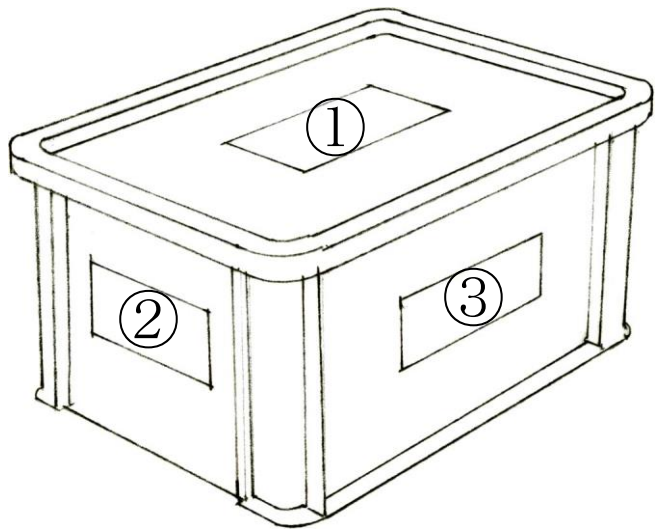
20(10)

※資料

寒冷紗補強くすみ製本



コンテナ及び表示



表紙及び背表紙の表示（基本形）

| | |
|--------------------------------------|--|
| 千葉市□□□□□□□□ （合本は工種を記載） 平成24年X月 | 千葉市□□□□□□□□ （合本は工種を記載） 平成24年X月 |
|--------------------------------------|--|